

職需発0826第1号
令和4年8月26日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省職業安定局
需給調整事業課長
(公印省略)

労使協定方式における独自統計の協議について

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等については、令和4年8月26日付職発0826第1号「令和5年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」(以下「局長通達」という。)により、定めたところである。

局長通達の第5に定める独自統計の厚生労働省職業安定局需給調整事業課(以下「需給調整事業課」という。)への協議等については、下記のとおりとするので、取扱いについて遺漏なきを期されたい。

記

1 申請方法等

(1) 自ら統計調査を行う経済団体、労働組合、業界団体等

承認を希望する日の2ヵ月前までに、様式1-1により需給調整事業課あて申請することとする。なお、承認を受けた申請内容を変更する場合は、調査を実施する前までに様式1-2により需給調整事業課あて申請すること。

(2) (1)の統計調査を活用する派遣元事業主

労使協定(「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)」第30条の4第1項の規定に基づき締結する協定をいう。以下同じ。)を締結する前までに様式2により需給調整事業課へ報告することとする。

(3) 既に公表されている統計調査を活用する派遣元事業主(ただし、局長通達別添1から別添4、統計法第2条第6項の基幹統計調査又は同条第7項に規定する一般統計調査に該当する調査、地方公共団体又は独立行政法人等(統

計法第2条第2項の独立行政法人等をいう。)による統計調査及び(1)の統計調査を活用する場合は除く。)

労使協定を締結する2ヵ月前までに、様式3により需給調整事業課あて申請することとする。

2 承認通知及び不承認通知

1 (1) 又は (3) の規定による申請の結果については、様式4により申請団体等に通知することとする。

【申請・報告先】

職業安定局需給調整事業課派遣待遇改善係

TEL:03-5253-1111 (内線 5327)

dokuji-toukei@mhlw.go.jp